

○ 運転免許（試験により判断する場合以外の場合）に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根拠条項：第84条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申請先：交通部運転免許本部運転免許課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考：</td> </tr> </table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第84条第1項	処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）	法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）	審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。	標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日	申請先：交通部運転免許本部運転免許課	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000	備考：	<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根拠条項：第84条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申請先：交通部運転免許本部運転免許課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考：</td> </tr> </table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第84条第1項	処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）	法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）	審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。	標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日	申請先：交通部運転免許本部運転免許課	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000	備考：	
法令名：道路交通法																						
根拠条項：第84条第1項																						
処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）																						
法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）																						
審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。																						
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日																						
申請先：交通部運転免許本部運転免許課																						
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000																						
備考：																						
法令名：道路交通法																						
根拠条項：第84条第1項																						
処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）																						
法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）																						
審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。																						
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日																						
申請先：交通部運転免許本部運転免許課																						
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000																						
備考：																						

改正後	改正前	備考								
<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号^ロ又は^ハ）に該当する者</p> <p>重大違反^イ等若しくは道路外致死傷又は危険性^イ帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性^イ帯有（令第38条第5項第2号^ハ）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号^イ）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号^ロ又は^ハ）に該当する者</p> <p>重大違反^イ等若しくは道路外致死傷又は危険性^イ帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性^イ帯有（令第38条第5項第2号^ハ）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="967 866 1724 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号^イ）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	